

博物館における収集及び管理の方針の基本的な考え方（骨子案）

1 趣旨

博物館資料は、わが国と郷土の歴史、文化等の正しい理解に必要な貴重な財産であり、将来の文化の向上発展の基礎をなすものである。このため、各博物館の目的・使命を明確に示した基本的運営方針を踏まえつつ、必要な数の体系的な収集及び保管（育成を含む）を行いながら、できる限り良好かつ安全な状態で将来の世代に継承することが重要である。

博物館資料の収集及び管理の方針の策定と運用にあたっては、上記の認識に立つとともに、保管のための施設及び設備の確保にかかる長期的な見通しと、館外に所在する資料の状況を踏まえ、総合的な見地から計画的かつ適切な検討を行う必要がある。

本考え方は、博物館法に基づき設置・運営される博物館（登録博物館・指定施設）において、収集及び管理に関する方針を策定し、又は見直す際の基本的な考え方を示すことを目的とする。なお、法律上規定されない博物館類似施設においても、本考え方を参照しながら取り組みを進めることが期待される。

2 対象

本考え方は、博物館法に規定される博物館（歴史博物館、美術館、科学館、動物園、植物園等）を広く対象としており、館種・資料の別を問わず共通に参照されるものとして示すものである。個々の資料の内容や性質、状態等は、各館種や博物館によって異なることから、運用については各館の実情を鑑みて検討を行うことが期待される。

3 博物館資料の定義

博物館資料とは、博物館が収集し、保管（育成を含む）し、又は展示する資料であって、電磁的記録を含むものとする（法第二条第四項）。また、博物館資料には、実物の複製や模造、模写等の資料を含むものとする（告示第六条第三項）。

4 「収集の方針」に関する基本的な考え方

- (1) 基本的運営方針に基づいた収集
- (2) 将来を見据えた検討
- (3) 来歴の記録と正当な注意義務
- (4) 権利処理と権限の移譲

5 「管理の方針」に関する基本的な考え方

- (1) 体系的な管理
- (2) 安全及び法令遵守

(3) 管理の基盤となる情報の整備

6 博物館資料の保存・修復・保護

(1) 予防保存と日常管理

(2) 修復

(3) 自然災害からの保護

(4) 人為的な破壊からの保護

7 コレクションへのアクセス整備

(1) 公開と利活用の促進

(2) 他館との連携

8 コレクションの充実に関する考え方

(1) コレクションの体系的な充実

(2) コレクションの再評価

(3) 除籍の基本的な考え方